

〔研究ノート〕

中国のマンドレイク

——死んだふりをして罪を逃れた話——

佐 立 治 人

一 マンドレイク伝説の中国への伝播

「聞いた人はみんな気が狂うというあのマンドレイクが地面から引き抜かれるときの声とそっくりの叫び声やらで、……ほんとに眼がさめるのが早すぎれば、こういう恐ろしいものうち挫かれて気が狂ってしまうのではなからうか？」（平井正穂訳『ロミオとジュリエット』岩波文庫）

このジュリエットの独白に出てくるマンドレイク (*mandrake*) は、リンネがつけた属種名は *Atropa Mandragora* であるが (*Species Plantarum* 第二版)、現在の学名は *Mandragora officinarum* である。 *officinarum* は「薬屋の」という意味である（ベイリー『植物の名前のつけかた』八坂書房、二〇〇

中国のマンドレイク

〇年。二〇二頁)。トンプソン (C. J. S. Thompson) の『神秘のマンドレイク』 (*The Mystic Mandrake* (一九三四) London) 第一章に拠れば、マンドレイクは、地中海沿岸諸国の原産であるが、メソポタミアにも見られる。イングランドには十世紀頃に持ち込まれた。シリア・アラビア語では *yabrouh* と呼ばれ、アラム語では *Yab-kouh* すなわち「生命を与える者」と呼ばれ、アラビア語では *Abou ruh* すなわち「父親」または「生命を与える者」と呼ばれる、という。マンドレイクの形状は、「根の形態が人のようになることがあり、(中略) 根生する葉は披針形から長卵形で長さ30 cmほど、花は白または淡青色。」（『世界有用植物事典』平凡社、一九八九年）

マンドレイクが地面から引き抜かれる時に発する魔力を避け

るために、犬を縄でマンドレイクにつないで引き抜かせるが、引き抜いた瞬間、犬はマンドレイクの魔力で死んでしまう、という伝説が、東西ヨーロッパ、アラビア、アルメニアに分布する。前掲トンプソン著書第八章に拠れば、この伝説を最初に記したのは、『ユダヤ戦記』(Bellum Judaicum)『ユダヤ古代誌』(Antiquitates Judaicae)を著したヨセフス(Josephus、三七年頃?)であるという。西暦一世紀の後半に書かれた『ユダヤ戦記』(秦剛平訳『ユダヤ戦記』Ⅲ、山本書店、一九八二年。二二〇頁)の第七巻に次のように記されている。

「(ユダヤのマカイロス要塞の中の)町を囲む北側の溪谷にバアラスという場所があり、そこでは同名のバアラス(Baras)と呼ばれる根茎が成育している。その色は燃えあがる炎のような色で、夕方に明るい光を発する。(中略)直接手でさわるのはきわめて危険で命にかかわる。そこで触れないように充分注意して根を引き抜かねばならない。危険を避けるも一つの採集方法は次のようなものである。まず、周囲の土を全部掘り起こし、根のわずかの部分だけが土でおおわれている状態にする。そして犬をそれに縛りつけると、犬が縛りつけた者を追いかけようと飛び出そうとするが、その瞬間根は簡単に

引き抜ける。しかし犬はそれを引き抜こうとした者の身代りになったかのように即死する。「一度引き抜けば」手で扱っても安全である。」(丸括弧内は佐立注。)

トンプソンは、この「バアラス」がマンドレイクであると一般に信じられていると述べている。

南方熊楠は、『ネイチャー』一八九六年第五十四卷第一三九八号に掲載された「マンドレイク (The Mandrake)」という論文の中で、周密(一一三三―一二九八)の『志雅堂雜鈔』の文章を引いて、十三世紀の中国人がマンドレイクについての知識を持っていたことを報告している(『南方熊楠英文論考』「ネイチャー」誌篇)集英社、二〇〇五年。一五三頁から四頁。「マンドレイク」論文の原文は『南方熊楠全集』第十卷(平凡社、昭和四十八年)五十頁から四頁に掲げられている。『志雅堂雜鈔』卷八、医薬に次のように記されている。『志雅堂雜鈔』は四庫全書存目叢書所収本を見た。『志雅堂雜鈔』の文章とはほぼ同じ文章が、同じ周密の『癸辛雜識』の続集上にも記されている。『癸辛雜識』は中華書局の唐宋史料筆記叢刊本を見た。

【和訳】

回回国の西、数千里の地に生じるある植物は、極めて毒性が強く、全く人の形に似ており、人參の有り様のようです。

その名は押不蘆です。深さ数丈（二丈は約3m）の地中に生じます。もしその皮を傷つけると、光を發する毒氣がその人に附着して、その人は必ず死んでしまいます。この植物を採取する方法は、まず、その植物の四方の傍らに、人が入ることが出来るぐらいの大きな穴を掘り、それから軽く手で皮ひもをその植物にくくりつけ、その皮ひものもう一方の端を大きい犬の足に繫ぎます。そして杖で犬を打ち、犬が走り出すと、この植物は引き抜かれ、犬はこの植物の毒氣に感応して即死します。しかる後にこの植物を別に他所の土中に埋め、一年後に取り出して、日にさらして乾かし、別に薬を用いて調製します。

その効能は、少しばかりの量をすって酒に混ぜ、人に飲ませると、その人はすぐに全身が麻痺して仮死状態になります。刀や斧で打っても反応がありません。そして三日後に別に少しの薬を投じますと、すぐに蘇生します。思うに昔、華佗が腸を切り開いて内臓を洗って病氣を治すことができたのは、

中国のマンドレイク

この植物から造った薬のおかげだったのでしよう。聞くところによると、現在、御薬院の中にもこの植物が二本あるそうです。これは神薬です。白玉^{マツ}廷がこの話を盧松崖から聞いた、とのことです。

【原文】

回回国之西数千里地、産一物、極毒。全似人形、如人參之状。其名押不蘆（『癸辛雜識』続集上は「其酋名之曰押不蘆」に作る）。生于地中、深数丈。或從傷其皮、則曠毒之氣、著人必死（『或』以下十四字を『癸辛雜識』は「人或誤触之、著其毒氣必死」に作る）。取之之法、則先開大坑、令四旁可容人（『取』以下十五字を『癸辛雜識』は「取之法、先於四旁開大坎、可容人」に作る）。然後、輕手以皮條結絡之（『癸辛雜識』は「輕手」「結」の字なし）。其皮條之前、則繫于大犬之足（『癸辛雜識』は「前」を「系」に作り、「大」字なし）。既而用杖打犬、犬奔逸、則此物拔起。犬感此氣、即斃（『打犬』以下十六字を『癸辛雜識』は「擊逐犬、犬逸而根拔起。犬感毒氣、隨斃。」に作る）。然後、別埋他土中（『別』以下五字を『癸辛雜識』は「就埋土坎中」に作る）。經歲後、取出暴乾、別用藥以製之（『癸辛雜識』は「藥」の

前に「他」字がある。其性（この二字を『癸辛雜識』は「毎」字に作る。）、以少許磨酒飲人、即通身麻痺而死。雖刀斧加之不知也。然三日（この三字を『癸辛雜識』は「至三日後」に作る。）、別以少葉投之、即活。蓋古者華陀マタ能剝腸滌藏治疾者（「藏」を『癸辛雜識』は「胃」字に作る。）、蓋因此藥也（「蓋因」を『癸辛雜識』は「必用」に作る。）。聞今時御藥院中、亦有二枚（「有二枚」を『癸辛雜識』は「儲之」に作る。）。此神藥也（『癸辛雜識』はこの四字なし。）。白玉廷聞之盧松崖云（『癸辛雜識』は「白玉廷」を「白廷玉」に、「盧松崖」を「盧松厓」に作る。また、「盧松厓」字の後に「或云、今之貪官汚吏、賊過盈溢、被人所訟、則服百日丹者、莫非用此。」二十六字がある。）。

南方論文が指摘する通り、この話はヨセフスの記述と同じ内容である。南方論文はさらに、「押不蘆 (Yah-puh-lü)」という名称は、マンドレイクを意味するアラビア語 Ybruh に他ならない、と主張する。

『志雅堂雜鈔』は、土中に埋めた押不蘆を一年後に取り出す、と記すが、トンブソン著書に集められている各国のマンドレイ

ク伝説を見る限り、そのような記述は出てこない。

『志雅堂雜鈔』に「回回国の西、数千里の地」とある。この「回回国」は、『元史』に数箇所出てくる「回回国」と同じ国を指すとすれば、ホラズム国を指す（『元史』卷一二〇、察罕伝、卷二二一、速不台伝、卷一三四、昔班伝、小雲石脱忽憐伝、卷一四六、耶律楚材伝、卷一五三、劉敏伝）。ただしホラズム国は、『志雅堂雜鈔』の著者周密が一二三二年に生まれる前の一二二二年に、チンギス・ハーンによって滅ぼされた。

『志雅堂雜鈔』に「聞く、今時、御藥院中、亦た二枚有り、と。」とある。「今時」は、『志雅堂雜鈔』に「己丑」（至元二十年、一二八九年）から「甲午」（至元三十一年、一二九四年）までの干支が出てくるので、元代の至元末年であろう。「御藥院」は、『元史』卷八十八、百官志、太医院の項に、「御藥院秩従五品。各路の郷貢し、諸蕃の進献する珍貴なる薬品を受け、修造湯煎するを掌る。至元六年（一二六九）始めて置く。」と記されている。

『志雅堂雜鈔』に「白玉廷、これを盧松崖より聞く、という。」とあるが、「盧松崖」（『癸辛雜識』は「盧松厓」に作る。）が何者なのか全くわからない。「白玉廷」は、『癸辛雜識』が

「白廷玉」に作るのが正しい。「廷玉」は白斑（一二四八―三二八）の字で、白斑は『湛淵集』という詩文集がある。四庫全書本『湛淵集』に附録されている宋濂が撰した「墓銘」に拠れば、白斑は、元朝に仕えて常州路儒学教授、江浙等处儒学提举司副提举等の官を歴任した。周密とは風流道を語りあう間柄であった。大変親孝行な人で、母親が病気になる、自分の股肉を切り取って薬に混ぜ、死にかけて母親を再三救った。父親が奇病にかかり、医者が兎の糞が手に入れば治療できると言ったので、氷雪を踏み、崖をつたい、洞穴に入ってさがし求めたが、三日たつても得られなかったので、父親は死んでしまった、という。このような経験から、白斑は薬に興味を持ったのかもしれない。『湛淵集』に収められている「続演雅十詩」の一首に押不蘆を詠んだ詩があるので紹介する。

【原文】

草食押不蘆、雖死元不死。未見滌腸人、先聞棄糞子。

【訓読】

押不蘆を草食せば、死すと雖も元より死せず。未だ腸を滌する人を見ず、先に糞を棄てしむる子を聞く。

中国のマンドレイク

【和訳】

マンドレイクを食べると、死んだようになりますが、本当に死んだわけではありません。腹を開いて腸を洗ってもらった人にはまだ会ったことがありませんが、それよりも先に、曾子の幼い息子が、死にかけている父親がベッドに敷いているマットが華美で礼にかなっていないとして、別のマットに換えさせた話（『礼記』檀弓上）を聞きました。開腹手術を受けて命を延ばすのも良いですが、礼にかなった死に方を心掛けることを忘れてはいけません。

この詩には次のような詞書がつけられている。「漠北（ゴビ砂漠の北）に押不蘆と名づけらるる有り。その汁を食せば、たちどころに死す。しかれども他薬を以て之れを解けば即ち蘇る。華陀、腸胃を洗い、疾を攻むるは、疑うらくは先に此れを服するならん。」この詞書では押不蘆の産地が「漠北」とされている。この詩及び詞書は、陶宗儀『南村輟耕録』巻九、続演雅発揮の項に、「白湛淵先生の続演雅十詩發揮に云う。」として掲げられているから、この詞書は白斑自身がつけたものであることが知られる。

二 麻酔薬としてのマンドレイク

『志雅堂雜鈔』に「その性、少許を以て酒に磨し、人に飲まざば、即ち通身麻痺して死す。刀斧をこれに加うと雖も知らざるなり。然れども三日にして別に少薬を以て之れに投ぜば即ち活す。」と記されている。マンドレイクが麻酔薬として有効であることは、西洋では早くから知られていた。プリニウス『博物誌』（植物薬劑篇。大槻真一郎責任編集、八坂書房、二〇〇九年。三五二頁）のマンドラゴラの項に、「切開や穿刺のときの麻酔薬としても服用される。」（土屋睦廣訳）と記されている。また、ディオスコリデスの『薬物誌』（鷺谷いづみ訳、エンタプライズ、一九八三年。五七八頁）のマンドラゴラスの項に、「根の皮の酒（中略）を3キュアトウス〔約一四一ml〕、（中略）切開や焼灼をうけようとする者に服用させると、深い眠りに陥り痛みを感じることがない。」と述べられている。

トンブソン著書第二十章に拠れば、ベンジャミン・リチャードソン (Benjamin Ward Richardson) は、一八八八年に発表した論文 (Asclepiad, Vols. V-VI, 1888, p. 174.) の中で、マンドレイクの根の粉末を薄いアルコールに浸して作った溶液を、

致命的な分量、ウサギに投与したところ、麻酔の作用と呼吸する力の減退とによって死の様態が続き、すべての随意筋は完全に麻痺し、瞳孔は拡大し、麻痺は不随意筋の繊維にまで及んだように見えたが、それにもかかわらず、心臓は他のどの部分よりも長く活動を続け、何分間も呼吸が停止した後も拍動しているのが本当に見られたのである、一例では、ウサギの心臓は、呼吸が完全に停止した後、七分間動き続けた、と述べているという。このようなマンドレイクの作用は、トンブソン著書第二十章に述べられているように、ヒヨスチアミン、スコポラミン他のアルカロイドによるものである。

『志雅堂雜鈔』に「蓋し古者、華陀、能く腸を剝り藏を滌い疾を治むるは、蓋し此の薬に因るなり。」（『癸辛雜識』続集上は「蓋し古、華陀、能く腸を剝り胃を滌い以て疾を治むるは、必ず此の薬を用いるなり。」と記す。）と述べられている。『三國志』卷二十九、魏書、方技伝の華佗の項に、「もし病、結積して内に在り、針薬の及ぶ能わざるところ、当に須らく割割すべき者は、便ち其の麻沸散を飲ましむ。須臾にして便ち醉死して知るところ無きがごとし。因りて破り取る。病、もし腸中に在らば、便ち腸を断ちて湔洗し、腹を縫いて膏摩すれば、四五

日にして差ゆ。痛まず。人も亦た自ら寤らず。一月の間、即ち平復す。」と記されているが、「麻沸散」の成分については何も記されていない。

三 死んだふりをして罪を逃れた話

南方論文が指摘するように、『志雅堂雜鈔』と同じ周密が著した『癸辛雜識』の続集上、押不蘆の項に、前に掲げた『志雅堂雜鈔』の文章とほぼ同じ文章に続いて、「或いは云う、今の貪官汚吏、賊過の盈ち溢れ、人の訟うるところを被り、則ち百日丹を服する者は、此れを用いるに非ざるは莫し。」と記されている。汚職の罪で重い刑を科せられそうな官吏の中には、「百日丹」と呼ばれる薬を飲んで、死んだふりをして罪を逃れようとする者があり、その薬はマンドレイクを材料にしている、というのである。

マンドレイクを服用して死んだふりをした話はまだ見たことがないが、トリカブト他の薬を飲んで死んだふりをして罪を逃れた話が、『志雅堂雜鈔』『癸辛雜識』と同じ周密が著した『齊東野語』の巻一、林復の項に記されているので紹介したい。

『齊東野語』は四庫全書本の景印本を見た。

【和訳】

林復は、字は端陽、処州（原文。括蒼。現在の浙江省麗水県）の人。学問、才能ともに人より優れていましたが、陰險で心が狭く、残忍で容赦しない性格でした。紹熙年間（一一九〇～一一九四。原文は「紹興中」に作るが「紹熙中」の誤り。）に臨安府（南宋の首都。現在の浙江省杭州市）の推官となりました。監文思院（文思院は少府監に属し、皇帝が儀式で用いる金銀細工物を作ることを掌る。）の常良孫が財物を不正に貪っていると告発する者がいました。朝廷は常良孫を臨安府の裁判所で取り調べさせましたが、なかなか実情が得られませんでした。皇帝は京尹（臨安府の長官）が手心を加えているのではないかと思いました。そのため京尹は心が安まりませんでした。そこで林復は進み出て、この案件はお任せ下さいと京尹に申し上げました。

林復は取り調べを行って、とうとう無理やりに罪を成立させてしまいました。その罪は鳥流しの刑に当たりましたので、常良孫は旅客船に便乗させられて出発しました。途中で海賊に遭遇し、海賊が常良孫に財物を要求しましたが、常良孫はその求めに応じるだけの財物を持っていなかったので、海賊

は常良孫の手足を二隻の船の舷側に釘で打ちつけました。船が二手に分かれると、彼の死体も分裂して二つになりました。一方、林復は、常良孫の裁判に決着をつけた手柄で昇進し、数年もたないうちに郎（六部の員外郎・朗中）となり、転出して惠州（現在の広東省惠州市）の知事に任じられました。

当時、常良孫の妻の実家の者が、州知事に任じられる資格を持っていて、常良孫が冤罪で不幸な目に遭ったのを憤り、報復しようとして、林復の後任を引き継ぎたいと強く請願しました。林復はそれを知りませんでした。惠州知事の任期が終わったちようどその時、林復が知事在任中に酖（何らかの猛毒を混ぜた酒）を飲ませて人を殺した、と訴える者がいて、その事実が確認されました。御史の徐安国が林復の家を搜索したところ、皇帝しか持つてはいけない物などが出てきました。そこで、みことのりが下され、大理寺丞の陳樸に命じて林復を追いかけて逮捕し、その場に裁判所を設置して訊問させました。潮州潮陽県（現在の広東省潮陽県）に至って路上で林復に出くわしました。彼の荷物入れを探ると、朱色の椅子や黄色の幕などの物が出てきました。おそらく林復が好んで祭祀に使用した物でしょう。さっそく近所の寺の中で取り

調べを行いました。

林復は、もはや罪を免れることはできないと自覚し、家族に一日会ってお別れを言いたいと願い出ました。家族がいる室に入ると、すばやく財布の中の薬を探り取って酒の中に投じて飲みました。しばらくして血が流れ出て床に満ち、家族が号泣しました。使者が室に入って視ると、薬を仰いで死んでいました。そこで使者はそのことを詳しく復命しました。

しかし、林復が服用した薬は、トリカブトの粉末及び他の一草葉でした。三日目になって蘇生し、ただちに逃亡して広州（現在の広東省広州市）に入りました。林復の家族は空の棺を運んで帰って葬りました。はじめ林復が逮捕された時、召使い達は散り散りに逃げ、旅行袋が路上でごちゃごちゃになっっていました。潘氏という有力者が取り収めて林復の家族に返し、結局、なくなった荷物はありませんでした。林復の家族は林復と手紙の遣り取りを続けて年をかさねましたが、嘉定年間（一一二〇―一一二四）の末になつてはじめて音信が絶えました。林復はとうとう罪を逃れたということですが、

これは陳造、字は周士が記録したものです。この記録を処州（原文。括）の医者呉嗣英から入手しました。大要詳しく

書いてあります。洪邁の『夷堅志』もだまされて、本当に死んだと記しているのは、大笑いです。

【原文】

林復、字端陽、括蒼人。學問材具、皆有過人者。特險隘忍酷、略不容物。紹興中、為臨安推官。有告監文思院常良孫賊墨事。朝廷下之臨安獄。久不得其情。上意謂京尹左右之。尹不自安。復乃挺身白尹、乞任其事。訖就煅煉成罪。當流海外。因寓客船以往。中途遇盜、無以応其求。盜取常手足、釘著兩船舷。船開、分其屍為二焉。林竟以勞改官、不數年為郎。出知惠州。時常有姻家、當得郡。憤其冤、欲報之、遂力請繼其後。林弗知也。既知惠、適有訴林在郡日、以酖殺人。具有其實。御史徐安國、亦按其家、有僭擬等物。於是、有旨、令大理丞陳樸追逮、隨所至置獄鞫問。及至潮陽、遇諸道間。搜其行李、得朱椅黃帷等物。蓋林好祠醮所用者。乃就鞫於僧寺中。林知必不免、願一見家人訣別。既入室、亟探囊中藥、投酒中飲之。有頃、流血滿地、家人号泣。使者入視、則仰藥死矣。因具以復命。然其所服、乃草烏末及他一草藥耳。至三日、乃甦、即亡命入広。其家以空柩歸葬。始就逮時、僮僕烏散、行囊旁午道中。大姓潘氏者、為収斂歸之、了無所失。其家与之

音問相聞者累年、至嘉定末始絶。竟佚其罰云。此陳造周士所記、得之括医呉嗣英、甚詳。夷堅志亦為所罔、以為真死。殊可笑也。

『宋史』卷三十六、光宗本紀、紹熙三年（一一九二）七月壬申条に、「監文思院常良孫、坐賊もて海外に配せらる。益国公周必大、良孫を繆拳するに坐し、榮陽郡公に降せらる。」「宋会要輯稿』刑法六之四二に、「（紹熙）三年七月二日、詔すらく、前監文思院上界常良孫、特に貸命し、出身以来の文字を追毀し、除名勒停し、永く収叙せず。真決を免じ、刺面せず万安軍の牢城に配して収管す。仍お家財を籍没す、と。良孫、在任の日、節次に造作の金銀を盗み己おのれに入るるを以てなり。提轄の林復、觉察するに因り、棘寺、追勘して実を得たり。家世の故を以て、特に之れを貸す。」と記されている。

これらの記事に拠れば、常良孫に皇帝から最終判決が下ったのは紹熙三年七月である。常良孫の罪は、文思院の金銀ないし金銀細工物を盗んだことであり、『宋刑統』卷十九、賊盜律の「監臨主守自ら盗まば、（中略）三十四匹にて絞。」という条文が適用される。常良孫が烏流しと判決されて送られた先は、万安

軍(この「軍」は州と同格の地方行政単位。)の牢城軍(雑役部隊)であった。万安軍は、現在の広東省の南に浮かぶ海南島(現在の海南省)の南東部を管轄した。

『齊東野語』は「臨安推官」の林復が常良孫を取り調べたとするが、『宋会要』は「堤轄」の林復が常良孫の犯行を「觉察」し、「棘寺」即ち大理寺が常良孫を取り調べて事実を認定した、とする。「堤轄」は堤轄文思院であつて、『宋会要輯稿』職官二九之六、紹熙三年五月二十六日条及び同書選舉二一之六、紹熙三年八月五日条に「堤轄文思院林復」の文字が出てくる。『宋会要輯稿』職官七二之五一、淳熙十六年(一一八九)五月十三日条に、「詔すらく、文思院堤轄官程鉉・監官常良孫(中略)、各々二年の磨勘を展す(勤務評定を二年延長し、昇進を遅らせる。)、と。文思院上下界専庫作頭の許守中ら、造作の金銀を偷盗して弊を作すを以て、臨安府、根究し、案を具して来上す。故に是の命あり。」と記されており、どちらも常良孫が被告であるので、『齊東野語』が扱っている陳造の記録は、淳熙十六年の裁判と紹熙三年の裁判とを混同していたのかもしれない。陳造は、『齊東野語』巻九、陳周士の項に扱れば、『直齋書錄解題』の著者陳振孫の長子で、嘉興府(現在の浙江省嘉興市)

の通判に任じられたが、不当に死に追いやった男に祟られて、在任中の宝祐四年(一二五六)に死んだ、という。陳造がなぜ、どのような関係があつて林復の事件を記録したのか、わからない。

『齊東野語』に、林復の家に「僭擬」の物があつた、とあり、林復の行李から「朱椅黄帷」が見つかった、とある。『慶元条法事類』巻三、服飾器物勅令格に掲げられている「雜勅」に、「乘輿(皇帝を指す。)の服用を僭擬するは各徒二年。」と定められている。朱色の椅子や黄色の幕を皇帝以外の者が使用するのは「僭擬」に当たるのである。

林復が飲んだ薬は「草烏末及び他の一草薬」であつた、と『齊東野語』は記している。「草烏末」はトリカブトの根の粉末である。船山信次『アルカロイド』(共立出版、一九九八年)第十四章第四項に扱えば、トリカブトの根に含まれているアコニチン系アルカロイドは、「動物実験において呼吸中枢麻痺、心伝導障害の惹起、循環系の麻痺、知覚および運動神経の麻痺などの毒作用を示す。」(二六〇頁)という。「他の一草薬」が何であつたかわからないが、トリカブトにもマンドレイクにも、飲むと「流血して地を満たす」という性質はない。だから「他

の「草葉」はマンドレイクではない。麻酔作用がある成分を含む薬草として曼陀羅華（マンダラゲ、チヨウセンアサガオ、学名 *Datura metel*）が挙げられるが、これも流血させる作用はない。

『齊東野語』に「夷堅志も亦た罔するところと為り、以て真死と為す。」と述べられているが、現存する洪邁（一一二三―一二〇二）の『夷堅志』（明文書局本を見た。）には、林復の事件は記されていない。